

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成26年度補正予算額
2,304百万円

事業の目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

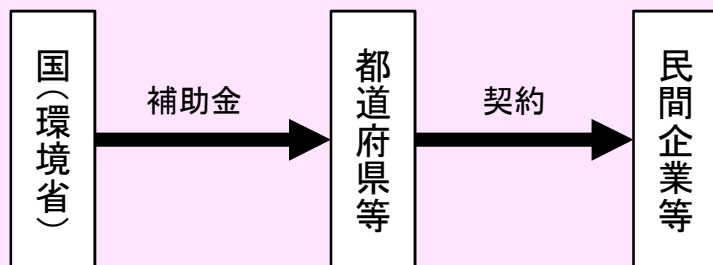
事業の概要

産業廃棄物の不法投棄等事案について、産廃特措法に基づき、都道府県等が行う支障除去等事業に要する経費の一部を補助。

<要件>

- ・平成9年の廃棄物処理法改正の施行日（平成10年6月17日）より前に行われた不法投棄等事案であること。
- ・産業廃棄物の不法投棄等事案のうち、生活環境保全上の支障又は支障のおそれがあること。
- ・無資力・所在不明等の理由から、行為者等による改善措置が見込まれないため、都道府県等が行政代執行により実施する支障除去等事業であること。
- ・産廃特措法の規定に基づき、都道府県等が策定した計画であって、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た計画に基づき、実施される特定支障除去等事業であること。

補助スキーム



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2
その他の産業廃棄物：1/3

効果のイメージ

